



平成30年11月2日

各 位

会社名 協栄産業株式会社  
代表者名 取締役社長 水谷 廣 司  
(コード番号 6973 東証第一部)  
問合せ先責任者 取締役常務執行役員  
村本 篤  
(TEL 03-3481-2111)

当社子会社に対する船舶安全法令違反に係る整備事業場認定効力停止処分及び降下式乗込装置サービス・ステーション証明の効力停止処分並びに業務改善指示について

当社の連結子会社であります協栄マリンテクノロジー株式会社福山営業所（以下、同社）は、平成30年11月2日付で、国土交通省から、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条第2項の規定に基づく、事業場認定の効力停止、降下式乗込装置サービス・ステーション証明書備考（2）の規定に基づく降下式乗込装置サービス・ステーション証明の効力の停止の行政処分及び船舶安全法令違反に係る業務改善指示を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社及び当該連結子会社は、このたびの行政処分及び業務改善指示を厳粛に受け止め、お客様および株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

I. 連結子会社の概要

協栄マリンテクノロジー株式会社

(1) 社名	協栄マリンテクノロジー株式会社
(2) 設立	平成18年4月3日
(3) 所在地	東京都渋谷区松濤2-20-4
(4) 営業所	函館、福山
(5) 代表者	代表取締役社長 高倉 恒夫
(6) 従業員数	16名
(7) 資本金	1億円
(8) 出資	協栄産業(株)100%
(9) 事業内容	法定船用用品等の整備、点検・舶用品、化成品等の販売

II. 違反行為の概要

膨脹式救命いかだ及び降下式乗込装置の整備認定事業場である同社福山営業所において、船舶安全法令に基づく法定整備の一部を省略するとともに、未実施の整備が行われていたかのようにみせかけるなどの整備記録の改ざんを行っていた。

### Ⅲ. 効力停止処分

#### ① 整備事業場認定の効力停止

##### 1. 処分の根拠となる法令等の条項

船舶安全法の規定に基づく事業上の認定に関する規則第28条第2項

##### 2. 整備事業場認定書の番号

第22号、第568号及び569号

##### 3. 認定に係る事業場の名称及び住所

協栄マリンテクノロジー株式会社 福山営業所

広島県福山市南手城町四丁目21番6号

##### 4. 効力を停止する期間

平成30年11月2日付国海査第293号において指示する改善事項が履行されたことが確認されるまでの間

#### ② 降下式乗込装置サービス・ステーション証明の効力停止

##### 1. 証明書の番号

平成18年4月26日付尾海査第18号

##### 2. 証明に係るサービス・ステーションの名称及び住所

協栄マリンテクノロジー株式会社 福山営業所

広島県福山市南手城町四丁目21番6号

##### 3. 効力を停止する期間

平成30年11月2日付国海査第293号において指示する改善事項が履行されたことが確認されるまでの間

### Ⅳ. 船舶安全法令違反に係る業務改善指示

1. 必要な整備項目の一部を省略した可能性のある「膨脹式救命いかだ」及び「降下式乗込装置」について、メーカー及び他の整備事業者等の協力を仰ぎつつ、船舶所有者等と十分な協議の上、可及的速やかに再整備や取り替えなどの必要な調整を進めること。

2. 今般の事案が発生した原因究明を進めるとともに、徹底した再発防止策を講じること。

上記の実施状況を平成30年11月30日までに国土交通省に文書で報告する。

### Ⅴ. 今後の対応について

業務改善指示いただきました事項を速やかに行わさせていただくとともに、この度の処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、第三者委員会による報告結果をも踏まえた上で協栄マリンテクノロジー株式会社福山営業所の管理体制の見直し、強化はもとより、グループガバナンスの強化ならびに業務手順の見直し、コンプライアンス教育の徹底などの対策を講じ、再発防止策を策定してまいります。

### Ⅵ. 業績への影響

今回の事案による当社連結業績への影響につきましては、本日公表いたしました「2019年3月期 第2四半期累計期間業績予想及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

以上